

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額(別表六(二の二)「21」)	1	円	区分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分 ②
当期の法人税額(別表一の三「4」別表六(五の二)「5の③」)(マイナスの場合は0)	2		当期の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16	円
当期の恒久的施設帰属所得金額	3		納付した控除対象外国法人税額(別表六(二の二)「7」)	17	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額(別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	18	
組合等損失額の損金不算入額(別表九(二)「6」)	5		貸倒引当金の戻入額	19	
組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「9」)	6			20	
計(3)+(4)-(5)+(6)(マイナスの場合は0)	7			21	
当期の調整国外所得金額	8			22	
(7) × 90%	9			23	
調整国外所得金額((8)と(9)のうち少ない金額)	10			24	
法人税の控除限度額(2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11			25	
当期に控除できる金額の計算	12		貸倒引当金の繰入額	26	
法第144条の2第2項により控除できる金額((1)と(11)のうち少ない金額)	13		小計	27	
法第144条の2第3項により控除できる金額(別表六(三)「30の②」)	14		の減る所得の金額の算計	28	
当期に控除できる金額(12)+(13)+(14)	15			29	
				30	
				31	
				32	
				33	
				34	
				35	
				36	
			小計	37	
			の仮計	(16)+(27)-(37)	38
			非課税国外所得の金額(38の②)(マイナスの場合は0)	39	
			計(38)-(39)	40	

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額(1)	41	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額(別表一の三「4」)	44	円
法人税の控除限度額(11)	42			恒久的施設帰属地方法人税額(44) × 10.3% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44))と0のうち多い金額)(マイナスの場合は0)	45	
差引控除対象外国法人税額(41) - (42)	43			地方法人税控除限度額(45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46	
				外国税額の控除額((43)と(46)のうち少ない金額)	47	